雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ~平成 27 年 8 月 1 日から~

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」^{*1}に基づいて「基本手当日額」^{*2}を算定しています。 賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の 増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 26 年度の平均定期給与額が 前年比で約 0.07%増加したことから、上限額が若干の引き上げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が増額になる場合があります。対象になる方には、平成 27 年8月3日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

- ※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- ※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

対照はったや	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
離職時の年齢	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	12, 780	12, 790	6, 390	6, 395 (+5)
30~44 歳	14, 200	14, 210	7, 100	7, 105 (+5)
45~59 歳	15, 610	15, 620	7, 805	7, 810 (+5)
60~64 歳	14, 910	14, 920	6, 709	6,714 (+5)

【例】

29 歳で賃金日額が 14,000 円の人は、<u>上限額(12,790 円)が適用されますので、平成 27 年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6.395 円となります。</u>

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
年 期7	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)	
全年齢	2, 300	2, 300	1, 840	1,840 (±0)	

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,840円になります。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

○基本手当日額の計算方法

賃金日額(w円)	給付率	基本手当日額(y円)		
◆離職時の年齢が 29 歳以下 (※1)				
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円~3,679 円		
4,600 円以上 11,660 円以下	80%~50%	3,680 円~5,830 円(※2)		
11,660 円超 12,790 円以下	50%	5,830 円~6,395 円		
12,790円(上限額)超	_	6,395円(上限額)		
◆離職時の年齢が 30~44 歳				
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円~3,679 円		
4,600 円以上 11,660 円以下	80%~50%	3,680 円~5,830 円(※2)		
11,660 円超 14,210 円以下	50%	5,830 円~7,105 円		
14, 210 円 (上限額) 超	_	7,105円(上限額)		
◆離職時の年齢が 45~59 歳	◆離職時の年齢が 45~59 歳			
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円~3,679 円		
4,600 円以上 11,660 円以下	80%~50%	3,680 円~5,830 円(※2)		
11,660 円超 15,620 円以下	50%	5,830 円~7,810 円		
15,620円(上限額)超	_	7,810円(上限額)		
◆離職時の年齢が 60~64 歳				
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円~3,679 円		
4,600 円以上 10,500 円以下	80%~45%	3,680 円~4,725 円 (※3)		
10,500 円超 14,920 円以下	45%	4,725 円~6,714 円		
14,920円(上限額)超	_	6,714円(上限額)		

- ※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。
- $\frac{3}{2}$ y= $(-3w^2+70, 280w)/70, 600$
- ※3 y= (-7w²+126,600w)/118,000,y= 0.05w+4,200 のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	5, 825	5, 830 (+5)
60~64 歳	4, 720	4, 725 (+5)

◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	1, 747	1,749 (+2)
60~64 歳	1, 416	1, 417 (+1)